

中野市空き店舗活用チャレンジ等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き店舗の活用及び既存店舗の魅力向上により、地域経済の活性化及びにぎわいの創出を図るため、事業者等、創業者若しくは商店街団体等が実施する空き店舗活用チャレンジ事業又は既存店舗魅力向上チャレンジ事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 現に市内に店舗を有している事業者で、空き店舗を活用後も現に市内に有する店舗において継続して事業を営むもの

イ 現に市内に店舗を有している事業者で、既存店舗を改修しようとするもの

ウ 市内に店舗を有していない事業者で、空き店舗を活用して事業を営もうとするもの

(2) 創業者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 事業を営んでいない個人で、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により、新たに空き店舗において事業を開始する者

イ 事業を営んでいない個人で、新たに法人を設立し、空き店舗において事業を開始する者

(3) 商店街団体等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所

イ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合

エ おおむね10以上の店舗により形成されている商店街において組織され、当該商店街の環境整備改善等を図るための事業を行っている団体

オ 前アからエまでに掲げるもののほか、イからエまでと同等の活動をしている団体で、市長が特に認めたもの

(4) 指定地域 中野市立地適正化計画（令和5年4月中野市策定）に定める中心拠点エリア（都市機能誘導区域）及びそれに隣接する地域のうち市長が特に認める地域をいう。

(5) その他地域 市内全域から指定地域を除く地域をいう。

(6) 空き店舗活用チャレンジ事業 市内の空き店舗において、事業者等又は創業者が新規に店舗を営む事業並びに商店街団体等が行うコミュニティ施設又は貸店舗を運営する事業をいう。

(7) 既存店舗魅力向上チャレンジ事業 市内において事業者等が現に営んでいる店舗を改修する事業及び商店街団体等が行っているコミュニティ施設又は貸店舗を改修する事業をいう。

(8) 空き店舗 次の全てに該当するものをいう。

ア 前の入居者が退去した後に入居者がいない市内の店舗又は物件が完成した後3月を経過しても入居者がいない市内の店舗

イ 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗（次号において「大規模小売店舗」という。）に該当しない市内の店舗

(9) 既存店舗 次の全てに該当するものをいう。

ア 現に3年以上営んでいる市内の店舗

イ 大規模小売店舗に該当しない市内の店舗施設

(10) コミュニティ施設 ギャラリー、多目的ホール、フリーマーケット、展示会場、休憩所その他の

地域の活性化に資すると市長が特に認めたものをいう。

(11) 貸店舗 商店街構成に必要な業種として商店街団体等が必要と認めたものが事業の用に供する空き店舗又は現に営んでいる店舗をいう。

(12) 新規出店 市内に店舗を有していない事業者等が行う空き店舗への出店及び創業者が空き店舗において新規で開業することをいう。

(13) 出店拡大 現に市内に店舗を有している事業者等が、市内空き店舗を活用して店舗数を拡大する出店をいう。

(成果の指標)

第3条 当該補助事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、空き店舗数の減少及び改修により魅力向上した既存店舗の増加とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、空き店舗活用チャレンジ事業及び既存店舗魅力向上チャレンジ事業とする。

(補助対象者)

第5条 補助対象者は、事業者等、創業者又は商店街団体等のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 公序良俗に反する事業又は違法な事業を行っていないこと。

(2) 営業に必要な許可等を取得（見込みを含む。）していること。

(3) 事業実施後3年以上継続して営業することが見込まれること。

(4) 中野市店舗改修等支援事業補助金交付要綱（平成31年中野市告示第77号）及びこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。ただし、第6条に規定する空き店舗活用チャレンジ事業の出店拡大に係る事業を除く。

(5) 補助金の交付を受けようとする事業について、他の補助金の交付を受けていないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付をすることが不適当であると市長が認める事業を行う者でないこと。

(補助対象事業の区分、対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる事業の区分、対象経費等は、次の表のとおりとする。

区分		対象経費	補助金額等
空き店舗活用 チャレンジ 事業	空き店舗 改修補助	当該事業の用に供するための改修に要する経費（建物又は土地の取得費用及びそれに伴う移転補償に要する経費を除く。） ただし、新規出店の場合は、広報費、マーケティング調査費、創業者の会社設立時に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費を含む。	(1) 指定地域内の場合 ア 新規出店 対象経費の2分の1以内とする。 ただし、150万円を限度とする。 イ 出店拡大 対象経費の3分の1以内とする。 ただし125万円を限度とする。 (2) その他地域内の場合 ア 新規出店 対象経費の2分の1以内とする。 ただし、125万円を限度とする。 イ 出店拡大 対象経費の3分の1以内とする。 ただし100万円を限度とする。

	賃借料補助	当該事業の用に供するための建物の賃借に要する経費（賃借契約書に記載された賃借料の月額とし、敷金、礼金、保証金及び仲介手数料は除く。）	(1) 指定地域内の場合 ア 新規出店 対象経費の3分の2以内とする。 ただし、100万円を限度とする。 イ 出店拡大 対象経費の2分の1以内とする。 ただし75万円を限度とする。 (2) その他地域内の場合 ア 新規出店 対象経費の3分の2以内とする。 ただし、75万円を限度とする。 イ 出店拡大 対象経費の2分の1以内とする。 ただし50万円を限度とする。
既存店舗魅力向上 チャレンジ事業		当該事業の用に供するための改修に要する経費（事業拡大又は業種転換による改修に要する経費及び店舗の利便性又は集客力の向上に寄与する設備等の改修に要する経費。ただし、単に設備等の維持管理及び老朽化による改修を除く。）	対象経費の3分の1以内とする。ただし、100万円を限度とし、同一申請者の同一店舗に対する補助金の交付は1回限りとする。

2 前項の表の賃借料補助に係る補助金を交付する期間は、同一事業に対してコミュニティ施設を運営する場合にあっては3年間、貸店舗及び事業者等又は創業者が空き店舗の活用を実施する場合にあっては1年間を限度とする。

3 空き店舗活用チャレンジ事業のうち賃借料補助に係る事業を行う者又はその者が代表者である当該事業を行う法人の役員若しくは従業員（常時雇用され給与の支払いを受ける者をいう。）の中に、事業開始時に市外から転入し、1年間継続して市内に居住した者がいた場合は、第1項の賃借料補助に係る補助金に10万円を加算（次項において「加算措置」という。）するものとする。

4 前項に規定する補助金の加算措置は、1人につき1回とする。

（補助金交付の申請）

第7条 規則第3条の申請書は、中野市空き店舗活用チャレンジ等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする、

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 商店街団体等においては、その構成員名簿及び定款、規則その他これらに類するもの
- (4) 賃貸借契約書の写し（空き店舗を賃借する者に限る。）
- (5) コミュニティ施設等の運営を行う場合には、その管理運営規則
- (6) 空き店舗又は既存店舗の位置図及び現況写真
- (7) 空き店舗又は既存店舗の改修に係る図面及び見積書
- (8) その他市長が必要と認める書類

(事業の変更等)

第8条 規則第5条第3号の承認を受けようとする場合は、中野市空き店舗活用チャレンジ等支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第5条第3号の要綱で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金額に変更を及ぼさない補助事業に要する経費の配分の変更
- (2) 補助事業の成果に低下をもたらさない内容の細部の変更

(申請の取下げ)

第9条 規則第6条第1項の申請の取下げは、規則第4条第1項に定める通知を受けた日から14日以内に提出して行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第10条の実績報告書は、中野市空き店舗活用チャレンジ等支援事業実績報告書(様式第3号)によるものとし、提出期限は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

2 規則第10条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実績調書
- (2) 収支決算(見込)書
- (3) 経費の支払を証する書類
- (4) 事業の実施状況を確認できる書類

(補助金交付の請求)

第11条 規則第13条の規定による交付請求は、中野市空き店舗活用チャレンジ等支援事業補助金交付請求書(様式第4号)により行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱による改正後の中野市空き店舗活用チャレンジ等支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に開始する事業に係る補助金について適用し、この要綱による改正前の中野市店舗改修等支援事業補助金交付要綱の規定に基づき開始した事業に係る補助金の交付については、なお従前の例による。